

6. 水道における災害対策・危機管理

(1) 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内で最も重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 2 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行うようお願いしたい。

なお、「管路の耐震化に関する検討会報告書」については、東日本大震災における調査結果を踏まえての再評価を今年度行っており、年度末までに新たな報告書を提示することとしている。平成 26 年度には「水道の耐震化計画等策定指針」の改定を予定している。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>)

(「水道の耐震化計画等策定指針」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/07.pdf>)

(2) 基幹管路・施設の耐震化の状況

平成 24 年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は 33.5%（前年比 0.9%増）、基幹施設においては浄水施設で 21.4%（同 1.7%増）、配水池で 44.5%（同 3.2%増）であったが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

(資料 6-1)

内閣府が発表した首都直下地震や南海トラフ地震における水道の被害想定は甚大であり、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化に関する報道発表 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000031812.html>)

また、今年度に重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、水道事業者（用水供給事業者及び重要給水施設を選定できていない水道事業者を除く）あたりの平均選定数は27箇所であった。なお、重要給水施設を選定できていない事業者においては、年度末までに選定するようお願いする。

重要給水施設への基幹管路全体の耐震適合率は38.5%（導水管34.8%、送水管45.9%、配水本管32.3%）であり、全基幹管路の耐震適合率より5ポイント高い数値であった。

本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HPで公表していく予定である。

(3) 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、平成24年11月、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

平成25年度は静岡県をモデルとした耐震化PRキャンペーン（資料6-2）による広報効果の検証活動などへの取組みと共に、水道事業者のPRを支援するための「水道耐震化ポータルサイト」の開設も行っている。

今後、中小規模事業者にも活用し易いツール、資料、参考事例等を水道耐震化ポータルのHPに順次掲載していく予定である。当該掲載内容を参考にするなどして、各水道事業者においては耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

(水道耐震化ポータルサイト HP <http://suido-taishin.jp/index.html>)

(4) 洪水等の災害

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。昨年7・8月の梅雨期豪雨においては、山形県で約55,000、山口県で約3,800戸など、約64,000戸が断水する被害が発生したほか、台風26号では約9000戸が断水した。また、2月の大雪では10県で約14,000戸の断水が確認されている。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制について再確認をお願いしたい。

(水道の耐震化計画策定指針

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/07.pdf>)

(5) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ

等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならぬとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日）では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成21年2月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成22年11月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として事業継続計画を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進いただくようお願いする。

（新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>）

（6）健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

従前より、健康危機管理の実施及び、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には厚生労働省への情報提供をお願いしていたところであるが、平成25年10月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」により、①厚生労働省が実施すべき要領である「飲料水健康危機管理実施要領」を見直したので、情報提供し、引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②平成25年4月1日からの専用水道、簡易専用水道等に係る権限移譲を踏まえ、危機管理情報の提供依頼について所要の改正を行ったので、引き続き、水道施設への被害情報及び水質事故等に関して、厚生労働省への情報提供をお願いしたい。

（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>）